

○議長（高橋伸二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。五十一番村上智行君。

〔五十一番 村上智行君登壇〕

○五十一番（村上智行君） 皆さん、こんにちは。自民党・県民会議の村上智行です。

大綱四点について一般質問をさせていただきます。

私が新規就農した三十年前、その当時はお米王子と言われておりました。そして、平成七年は食糧制度が廃止され、米の生産及び流通が民間に開放されました。この改革により、農業は自由で創意工夫を重ねることができ、新たなビジネスチャンスとして期待され、多くの農業生産者に希望を抱かせました。しかし、平成七年以降の三十年間は、改正食糧法の施行に伴い、国による全量買入れ制度から流通自由化へと移行し、価格が市場に委ねられる政策が採用されました。その結果、米価は下落し、大半の稲作農家は資材高騰も相まって、生産費を補うことが困難になり非常に厳しい状況になっているのが現実です。この状況が続く中で、次世代に農業経営を引き継ぐ意欲を持つ農業生産者が減少しており、農業の未来に対する不安が広がっております。更に、昨年夏以降の米不足や今回の米価高騰の要因として指摘されている投機的な買占めや政府備蓄米の放出、過去最大規模の米輸入など、これまでの農業及び米政策の課題が米価高騰を契機に浮き彫りになっていると思います。現行の食糧法や米政策では、急速に変化する社会情勢に対応し切れず、生産者、消費者双方にとって納得いくものではなく、機能不全に陥っているとも言えるのではないのでしょうか。そして、この三十年間を振り返ると、約六兆円規模のガットウルグアイラウンド対策費や農業経営の実質的な強化には余り寄与せず、民主党政権時代に導入された理念なき、構造改革なき、ばらまき政策の戸別所得補償制度や一方的な農業関連予算の組替えにより、土地改良事業などは大幅な停滞が生じました。この期間は農業政策の変動により、農業現場が不安定な状況にさらされ、農業経営者にとって予測困難な環境が続いた時代と言えます。本来の農業政策の目的は、農業の競争力や収益性を向上させ、農業を魅力的な産業へ転換し、適正な価格形成を通じて生産者の経営を安定させることです。更に、消費者にとっては米をはじめとする食料の安定供給が求められるべきです。食糧法廃止から三十年が経過した現在、これまでの農業政策や米政策についてどのように評価しているのか。率直な御意見をお聞かせく

ださい。

三十二年前の平成五年、東北地方は記録的な冷夏に見舞われ、その結果、大凶作が発生しました。この年の作況指数は全国で七十四、本県では過去最低の三十七を記録し、米不足が全国的に社会問題となりました。その後、緊急輸入米問題や米の店頭からの消失など、いわゆる平成の米騒動が起きました。この経験を記憶している多くの方々いると思います。その後三十年以上の歳月が流れ、昨年夏には再び米不足が生じ、米どころである本県においても店頭から米が消える事態が発生し、令和の米騒動は年を越してもいまだに続いております。農林水産省は、民間備蓄は十分にあり、需要の逼迫はないとし、秋の新米が流通すれば米不足は解消され、価格は安定すると説明していました。また、令和六年度産米の作況指数は全国で百一、本県では百七で、収穫量も前年と比較して十八万トンの増加となっており、計画では十分賄えると考えられておりました。しかし、投機的な業者の参入や集荷競争が激化し、JAをはじめとする大口集荷業者による集荷量の減少が影響し、市場における米の品薄感は解消されず、米価は依然として安定しておりません。今年一月末には、政府が緊急的な価格調整措置として初めて備蓄米二十一万トンの放出を決定しました。とはいえ、この備蓄米の放出に関しては、消費者や農業生産者から多くの疑問が寄せられております。放出された備蓄米は、一年以内に市場から引上げられるため、米の供給量が増加せず米価が下がらない可能性も指摘されております。また、生産者の中には米価の高止まりを受けて、令和七年の作付けを増加させる意向を示している者もおります。今後の米価の動向によつては、経営に重大な影響を与える可能性があるかと懸念されております。政府の備蓄米放出が本県に与える影響について、県としてどのように評価しているのか、また、生産者、消費者、流通業者に与える影響についても見解をお聞かせください。

次に、水田活用の水はり五年問題についてです。

一月末の衆議院予算委員会の中で、令和八年度までの五年間に一度も水を張らない水田を支援対象外とする従来の方針を変更し、連作障害の回避を条件に水を張らなくても交付を受けられるようにすることが、農林水産大臣の答弁で示されました。この変更は、生産現場からの切実な声を反映させたものであり、非常に評価できるものです。更に令和九年からは、作物ごとの生産性向上などへの支援に転換することが示されており、

これは農業法人や生産者にとって、今後の経営に大きな影響を与える決定になると思われます。県としてこの制度変更をどのように受け止め、今後の本県への影響についてどのように考えているのか、見解をお聞かせください。また、生産者の高齢化や担い手不足、UR対策費を活用して整備されたカントリーエレベーターの老朽化も喫緊の課題です。今後、共同利用施設の再編や合理化が求められる中、県としてどのような支援策を考えているのか、あわせてお聞かせください。

農産物の価格変動が、農業法人や生産者の経営に与える影響を緩和するための支援策は極めて重要です。現行の農業共済制度が、自然災害による収量減少に対応している一方で、価格低下等には対応しておらず、共済加入単位も品目ごとに限定されているため、農業経営全体を包括的に支援することが難しいという課題があります。政府が提案する農業競争力強化プログラムに基づき、平成三十一年一月からは、収入保険制度が導入され、品目にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を総合的に対応する保険制度となっています。しかし、本県における収入保険の加入率は対象者の四〇％台にとどまっておりますが、他県では新規加入者への保険料補助など、積極的な支援策が実施されています。先週開催した自民党・県民会議の農業議員連盟とNOSA I宮城の理事者らとの意見交換会においても、新規加入に対する支援策が強く求められました。県として、農業経営基盤の強化を図るために、収入保険の新規加入者に対する支援策を迅速に実施すべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

国のコメ海外市場拡大戦略プロジェクトや県の水田農業推進方針に示されている今後の水田活用については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良など、生産性向上策を強力に推進し、輸出を含めた米需要拡大を目指すことが示されています。本県では、震災復興事業により、大区画圃場の整備やRTK技術を活用したスマート農業など、土地利用型農業の分野で全国をリードする基盤が整いつつあります。また、米の輸出に関してもJAみやぎ登米が香港やシンガポール等に輸出を展開し、全国で百六十七の戦略的輸出基地の中でトップクラスの実績を上げています。今後、外国人観光客の増加や日本食の普及など、米の需要は一層高まると予測されます。仙台―香港便も週十一便になっているように、この機を捉え、一層の輸出拡大に取り組むべきだと考えますが、県の見解をお聞かせください。

次に、地方創生二・〇について。

今国会で、石破総理の施政方針演説における「楽しい日本」というビジョンは、確かに多様性を重視し、国民全員がそれぞれの価値観を持ち寄って輝く社会を目指しています。しかし、物価高や現在の経済状況を考慮すると、この目標が過度に楽観的に見えるといった批判もあり、一方では理解できます。それでも「楽しい日本」という概念は、過去の強さや豊かさを支えてきた基盤を生かしつつ、未来志向の政策として、持続可能な社会をつくり上げることを目指しており、地方創生二・〇をてこに日本全体の経済を再生することが重要であります。地方創生二・〇のアプローチは単に地方活性化を超えて、社会全体の幸せや多様性の実現に向けての動きであり、地方の特性を生かし、その楽しさを再発見することで、より豊かな社会を目指すという点は、新しい視点での改革の一環と言えるでしょう。これがうまく機能すれば、日本全体に活力を与える可能性を秘めていると、私は信じております。石破内閣が掲げる令和の日本列島改造論及び地方創生二・〇に対して、知事として、どのような期待と率直な感想をお持ちでしょうかお伺いいたします。

これまでの地方創生の十年間の取組により、自治体が創意工夫を凝らし、地域特性を生かした政策を展開することで一定の成果が見られますが、急速な人口減少、少子高齢化の進行に加え、コロナ禍後も継続する東京圏への人口流出など、依然として深刻な課題が顕在化しております。更に、地方においての労働人口の減少が経済、社会に与える影響は顕著であり、デフレからの脱却が進む一方で、物価上昇が続く中、実質賃金の改善にはいまだ明確な展望が見いだせていません。加えて、社会インフラの老朽化が進行し、地方自治体の財政状況は逼迫しており、住民の生活にも十分な余裕がないのが実情であり、多くの地方においては地方創生の効果が十分に実感されております。本県においては、まち・ひと・しごと創生法に基づき宮城県地方創生総合戦略を策定し、その後、宮城の主将来ビジョンと宮城県震災復興計画を統合し、新たな宮城の将来ビジョンを策定し、創造的復興、県内製造業の集積、大規模災害に対する県土づくりなど、様々な施策を展開してきております。これまでの十年間の成果や課題についてどのような総括をするのか、お聞かせください。

地方創生二・〇においては、これまで以上に東京一極集中のリスクや弊害を是正す

るために、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転に取り組むことが掲げられています。先日、同僚議員であります松本、熊谷両議員の防災庁の誘致についての質問に、知事答弁では「設置されれば非常に意義深い」と答え、とても消極的な印象を受けました。首都圏のバックアップ機能を有する防災庁など政府関係機関の誘致に向けて、積極的に取り組むべきだと再度期待を込めてお伺いします。

大綱三番目、地域建設業の持続的な維持発展について。

本県の建設産業は、県内産業の約八％、就業者数全体の約一〇％を占めており、県の経済及び雇用を支える重要な産業であるとともに、地域の守り手として地域の防災や社会資本整備に大きな役割を果たしています。特に、激甚化・頻発化する自然災害への対応や、増加する特定家畜伝染病の防疫措置においても重要な役割を担っており、県民が安全安心な生活を維持するために欠かせない存在です。しかしながら、東日本大震災の復旧・復興工事の終了により、公共投資額は震災前の水準まで減少し、更に、資材費や燃料費、人件費の高騰により、建設業者は厳しい経営環境に直面しています。東日本建設業保証株式会社が公表した資料によると、宮城県建設業の売上高経常利益率は、令和五年度において一・一一と全国ワースト二位であり、これは東日本平均の三・〇七を大幅に下回っております。売上高規模別に見ると、本県建設業の約七割を占める売上高五億円未満の小規模な事業者が大きく落ち込んでいる状況です。また、担い手不足の問題も深刻であり、厚生労働省の令和五年度統計では、建設業関係職業の有効求人倍率の平均は五・八倍、全産業の平均値である一・二倍を大きく上回っている状況ですが、求人に対しての、実際に充足できたかを表す充足率は五・七％程度にとどまっており、全産業の平均値である一三・三％の半分以下となっております。また、昨年四月から時間外労働の上限規制が建設業にも適用となり、同六月に第三次・担い手三法が公布され、休日や適正な労働賃金の確保、新技術による生産性の向上がなお一層求められるなど、建設産業を取り巻く環境も大きく変動しています。こうした厳しい状況下にある建設産業が地域の守り手として今後も持続していくためには、人材確保や生産性の向上、労働環境や経営基盤の強化、改善により一層取り組んでいく必要があります。企業の自助努力はもちろん必要ですが、行政としても特に経営が厳しい小規模な事業者も含め、効果的な振興策に積極的に取り組むべきと考えます。県では、みやぎ建設産業振興プランを

策定し、建設産業を振興する様々な取組を実施していますが、現在の第三期振興プランが今年度で終わることから、第四期となる次期プランの策定作業を進めていますが、現行の第三期建設産業振興プランに基づく取組の成果と課題について、県の認識を伺います。また、現プランの成果と課題、建設産業を取り巻く現状や社会情勢の変化を踏まえ、次期振興プランでは、特にどの部分に着目し重点的に取り組むべきか、その方向性についてもお聞かせください。

建設産業が地域の守り手として役割を維持していくためには、各地域でより多くの地元企業が受注機会を確保し、地域全体の建設産業が発展することが重要です。しかしながら地域の建設業者からは、地元の工事であっても他地域の業者が入札に参加し、競争が激化するため地元業者が受注できないといった声が聞かれます。また、県発注の公共事業においても、地元企業の受注実績が少ないため総合評価点が低く、受注機会が限られている現状も見受けられます。県では、地域で調達できるものは地域に発注するという調達方針を掲げ、地元企業の受注拡大を図っていますが、現状の制度が十分に機能していないとの指摘もあります。地域の守り手としての役割を担うためには、地域の建設業界の実態を正確に把握し、地元企業が受注機会を確保できるように、入札制度を改善する必要があると考えますが、県の見解と制度改善に向けた具体的な取組について伺います。

次に、工事は適正な価格で受注され、企業や労働者に適切な利益賃金が行き渡るようにすることも、地域建設業を維持していく上で重要な課題であります。競争が激化する中で、価格面で無理を強いられ企業経営が圧迫されているとの声もあります。低入札による受注は企業の収益性や工事品質にも悪影響を及ぼすため発注者として積極的に低入札を排除する方策が求められています。県発注工事における落札額の状況と低入札への取組についてお聞かせください。

地域の建設業を維持するためには、経営の安定化だけでなく、企業の技術力向上も促進し、産業全体の育成を図ることが重要です。本県における建設工事の入札は、その大半が総合評価落札方式によるものであり、価格のみならず企業の技術力が評価の対象となっています。この方式は、工事品質の確保と企業の技術力を競い合わせる仕組みであり、特に施工計画等の評価項目において、企業が記入した施工方法や品質管理に関す

る提案を発注者が評価します。しかし、評価基準が不明確であることや新技術や高価な材料を提案する際には多大な時間と労力を要することが、企業から改善を求められる声の原因となっています。総合評価における技術提案は、新規企業を含め各企業が競い合う重要な評価項目であり、工事品質の向上のみならず地域建設業の発展にも寄与するものです。そのため、評価手法の改善が必要であり、特に施工計画や技術提案における評価方法についての改善が求められております。県の見解と今後の制度改善について伺います。

最後に、参議院議員選挙と県知事選挙の投票率向上等について、昨年四月に実施された東京十五区衆議院補選において、選挙運動の自由が著しく妨害される事態が発生しましたが、選挙運動期間中に妨害を停止することができませんでした。また、七月に実施された東京都知事選挙においては、ポスター掲示板が他者に流用され、経済的利益を得るという前代未聞の行為が公然と行われました。このような選挙運動の自由を脅かす行為や、民主主義及び地方自治に対する信頼を損なう事態を受け、昨年十月には鳥取県において、鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例が制定されております。この条例は、選挙管理委員会の権限行使を円滑にすることを目的とし、また、営利目的のポスター掲示場利用を禁止することを明確に定めています。更に、昨年十一月に実施された兵庫県知事選挙では、選挙運動において「二馬力選挙」と呼ばれる、自らの当選を目的としない立候補者による活動や、SNS特有のアテンションエコノミーと呼ばれる選挙ビジネスが行われ、公職選挙法の趣旨から逸脱した選挙戦が展開されました。今年二月にはこれらの問題に対して、強い危機感を抱く村井知事をはじめとする十九府県の知事有志によって、民主主義と地方自治を守るための緊急アピールが政府や政党に対して提言されております。このような背景を踏まえ、今年は、参議院議員選挙及び宮城県知事選挙という二つの全県規模の選挙が予定され、前にも述べたように民主主義と地方自治の根幹を支える選挙活動の自由が脅かされている現状において、村井知事はどのように感じておられるのか、また、このような事態に対してどのような具体的な対策が必要であるとお考えでしょうか。村井知事は選挙戦における豊富な経験を有しており、自らの選挙活動のみならず、あらゆる選挙を応援してきた立場として率直な意見をお伺いします。七月には参議院議員選挙、八月には仙台市長選挙、秋

には宮城県知事選挙が行われ、これらは本県における全県規模の大型選挙であると言え、本年は選挙の当たり年とも位置づけられます。参議院議員選挙及び宮城県知事選挙における直近三回の投票率を他の都道府県と比較した場合、参議院議員選挙では、平成二十八年が五二・三九％で全国三十三位、令和元年が五一・一七％で全国十四位、令和四年が四八・八〇％で全国三十四位となっており、いずれも低い投票率が記録されております。一方、県知事選挙においては、平成二十五年が三六・五八％で全国三十一位、平成二十九年が五三・二九％で全国十二位、令和三年が五六・二九％で全国八位となっておりますが、平成二十九年及び令和三年は、衆議院議員選挙と同日選挙が行われたことにより、相乗効果により投票率が五〇％を超えたものの、単独選挙における投票率は依然として高くありません。更に、参議院議員選挙の投票率は近年低下の一途をたどっており、候補者の要因も考慮する必要がありますが、投票率の改善は依然として重要な課題です。投票率を年齢別に分析した結果、特に二十代を中心とした若年層の投票率が低く、その後六十代まで投票率が上昇し、七十歳以上で再び低下傾向を示しております。今後の高齢化が進むことを考慮すると、更なる投票率の低下が懸念されます。県選挙管理委員会としては、この低投票率の要因を詳細に分析し、選挙のときだけでなく、日々の投票率向上に向けた対策を講じる必要があると認識しています。現状に対する見解をお伺いします。加えて、デジタルトランスフォーメーション、DXの進展により選挙を取り巻く環境は急速に変化しております。選挙公報の配布方法については、投票日に近づくにつれて配布される傾向がありますが、身分証アプリ、ポケットサインなどの手段を活用することで、広報の早期配信が可能となり、期日前投票者にとっては有益な情報が提供できることになります。また、選挙啓発活動CMなどにおいては、従来の地上波中心からSNSなどを活用した構成に転換すべきであると考えます。このようなデジタル技術を積極的に取り入れることで、限られた予算で選挙啓発活動の効果を最大化し、投票率向上に寄与することができると確信しております。県選挙管理委員会として、今年実施される参議院議員選挙及び宮城県知事選挙において投票率向上に向けてどのような具体的な展開を検討しているのかお伺いします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。御清聴誠にありがとうございます。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 村上智行議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず大綱一点目、米価高騰と本県の米政策についての御質問のうち、これまでの米政策等の評価についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県農業は、この三十年間で販売農家数が七万九千戸から二万八千戸まで減少し、また令和五年産米の概算金は六十キログラム当たり一万二千円で、平成七年産米の価格に対し約七割まで下落しております。一方で、経営の効率化や需要に応じた産地づくりが進んだことにより、経営規模五ヘクタール以上の農家数が約一・六倍に増加するとともに、生産量全国二位の大豆産地が形成されるなど成果も出てきております。しかしながら、近年の生産資材価格高騰の影響により、農家経営は依然として厳しく、一層の収益性向上が必要であると認識しております。県といたしましては、農家が将来に希望を持ち、安心して営農を継続していくためには、再生産可能な価格で販売できる環境整備と経営の安定に資する支援施策が重要と考えており、現在国で検討されている合理的な価格形成の仕組みづくりや水田政策の見直しが実効性のあるものとなるよう、引き続き国に求めてまいりたいと考えております。

次に、大綱二点目、地方創生二・〇についての御質問にお答えいたします。

初めに、令和の日本列島改造論及び地方創生二・〇に対する期待と感想についてのお尋ねにお答えいたします。

国では東京一極集中を是正し、多極分散型の多様な経済社会を構築するため、地方創生二・〇の基本構想の五本柱として、安心して働き暮らせる地方の生活環境の創生や東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散などを掲げております。また、地方創生二・〇強力に推進するため、石破首相が施政方針演説において、令和の日本列島改造として、若者や女性にも選ばれる地方産官学の地方移転と創生等に取り組む旨を表明いたしました。私としては、首相自らが、先頭に立って地方創生を実現していくという強い姿勢を明確に示したことに大きな期待を抱いており、地方創生を推し進める絶好の機会であると考えております。現在国において、今年の夏の地方創生二・〇の基本構想の策定に向けた議論を進めていることから、県といたしましても、こうした動きを捉

え、地域の活力を生み出す地方創生の実現に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、我が県のこれまでの十年間の成果や課題についての御質問にお答えいたします。

我が県では、平成二十七年度に宮城県地方創生総合戦略を策定し、魅力的で持続可能な地域づくりに向けて、地方創生の核となる人口減少、少子化対策、企業誘致による質の高い雇用の創出などに取り組んでまいりました。とりわけ、第一次産業から第三次産業までバランスのとれた経済政策に注力するとともに、災害に強いまちづくりや仙台空港の民営化、医学部の新設といった東日本大震災からの創造的な復興に取り組むことにより、平成三十年度に県内総生産十兆円を達成することができたことは、富県宮城の実現を図る上で大きな前進であったと考えております。しかしながら、人口減少の大きな流れに歯止めをかけるまでには至らず、首都圏への若者、特に女性の流出が大きな課題であると認識しております。県においては、無意識の思い込みであるアンコンシャスバイアスの解消に努めるなど、若者や女性に選ばれる地域づくりを進めるとともに、引き続き、それぞれの地域が活力を維持しながら、持続的に発展できるよう、様々な主体と連携し、地方創生に全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、政府関係機関の誘致についての御質問にお答えいたします。

政府関係機関の地方移転は、行き過ぎた東京一極集中是正や、大規模災害時における国の行政機能のリスク分散だけでなく、移転した国の機関と地元自治体企業との連携による関連産業のイノベーションの促進、職員の移住に伴う人口増加や地域の消費拡大など、地域の活性化にもつながると認識しております。このたび、石破首相自らが、国として防災庁など政府関係機関の地方移転、国内最適地を推進すると発言されたことは、今後の地方創生を強力に推し進める上で大きな意味があるものと評価しております。特に、東日本大震災の人的被害が一番大きかった我が県に防災庁が設置されるとすれば意義深いものと考えております。県としては、国の動向の情報収集に努め、今後新たな提案募集が行われる際には、関係機関とよく相談し対応してまいります。

次に大綱三点目、地域建設産業の持続的な維持発展についての御質問のうち、地元企業の受注機会確保に向けた取組についてのお尋ねにお答えいたします。

地元企業が将来にわたって維持・発展していくためには、安定した経営と技術者育成の観点から、受注機会の確保を図ることが重要であると認識しております。このため県では、これまで地域で調達できるものは地域に発注するという調達方針のもとに、入札への参加を地元企業に限定する、地域ブロック限定型による発注や受注実績が少ない企業を入札参加対象とする技術提案チャレンジ型の導入等を進めてきたところでありましたが、公共投資の減少等による競争環境の変化に伴い、御指摘のとおり、一部地域において、地域外の業者の参入割合が高くなるなどの課題が生じているわけであり、こうした状況を踏まえ、来年度の入札契約制度の見直しでは、受注機会の確保拡大を図るため、地域ブロック限定型の工事価格の適用範囲を一億円から一億五千万円に拡大するとともに、入札参加対象業者数の基準を三十社以上から二十社以上に緩和するほか、規模条件が同程度の複数工事等において、同一業者の受注を一つに限定する、いわゆる一抜け入札方式を一部工事で試行する予定としております。県としましては、引き続き業界団体と意見交換を行いながら、地元企業の受注機会の拡大に向けた入札契約制度の改善に取り組んでまいります。まずは、これで様子を見てみたいというふうに思っております。

次に大綱四点目、今年の夏の参議院議員選挙、宮城県知事選挙の投票率向上等についての御質問のうち、現状の課題への受け止めと対策についてのお尋ねにお答えいたします。

最近の一部選挙において、表現の自由を盾にした演説の妨害やポスターへの不適切な内容の掲載のほか、いわゆる二馬力選挙と称される手法の選挙運動が行われるなど、公職選挙法の趣旨を損なうような事態が発生しているものと承知をしており、民主主義の根幹を揺るがしかねない事態であると懸念をしております。先人たちがつくり上げてきた民主主義の仕組みをよりよいものにして、次の世代に伝えていくことは、我々に課せられた大きな役割であると認識しており、先日、鳥取県の平井知事を中心とする有志の知事による民主主義と地方自治を守るための緊急アピールに賛同したところであり、選挙制度の在り方については、地方自治体だけの問題ではなく、国民的議論がなされるものであります。今国会において、選挙運動用ポスターの規格改正や品位規定の新設などの法改正が審議されており、その議論の行方を注視しているところであります。

私からは、以上であります。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱一点目、米価高騰と本県の米政策についての御質問のうち、米の輸出拡大についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略において、米を基幹品目の一つに位置づけ、重点的に輸出促進に取り組んでいるところです。宮城県産米については、ＪＡみやぎ登米が香港やアメリカなどに向けて安定的な輸出を行っているほか、今年度においては東北経済連合会と東北六県及び新潟県が連携し、タイ及びシンガポールでプロモーションを行い、宮城県産米でも成約を獲得するなど、海外へのハードルは着実に広がっております。御指摘がありましたように、我が国を訪れる外国人観光客の食に対する期待は高く、食事をしていただくこと自体が県産米をＰＲする機会になると考えております。県としては、世界に販路拡大しているひとめぼれをはじめ、高級すし店向けのサニシキ、おいしく手軽に食べられることで需要が高まっているパックご飯など多彩なみやぎ米の特徴を活かし、関係機関と連携しながら、今後も積極的に海外での知名度の向上と販路の拡大に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博君登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱一点目、米価高騰と本県の米政策についての御質問のうち、備蓄米放出の影響と評価についてのお尋ねにお答えいたします。

米の価格高騰が続く中、国では備蓄米制度について、凶作時などに限定していた従来の判断基準に加え、円滑な流通に支障が生じる場合にも、米を一時的に放出できるよう運用方針を見直したところであり、来月はじめに第一回目の入札公告を行い、その後集荷業者・卸売業者を介して小売店へ売り渡す予定とされております。今回の備蓄米の放出により、今後流通の円滑化が図られ、消費者や実需者の皆様が安心して購入できるようになるものと考えております。一方、生産現場では生産コストが上昇していることから、備蓄米の放出の有無にかかわらず、大幅な米価の下落は米生産農家の経営に重大

な影響を与えることが懸念されるため、現在、国において法制化が検討されている生産コストを適正に反映した価格形成の仕組みについて、実効性のあるものとするよう要望を行ったところです。県といたしましては、全国有数の食料供給県として、消費者の皆様に必要な量をしっかり届けることができるよう、今後も関係機関と連携しながら需要に応じた米づくりを推進してまいります。

次に、国の水田政策見直しに伴う影響及びカントリーエレベーターの老朽化等に対する支援についての御質問にお答えいたします。

水田活用の直接支払い交付金における五年に一度の水張り要件に対して、県ではこれまで国に対して、地域の実情を十分踏まえた制度の柔軟な運用や支援の拡充を要望してきたところです。先月末に国から示された水田政策の見直しの方向性において、令和八年度までに水張りを行わない場合でも、連作障害を回避する取組を行うことで交付対象とする方針が示されたことは、これまでの要望がようやく実現したものと考えております。県といたしましては、国において今後検討される令和九年度以降の支援制度についても、農業者が安心して農業を継続できる内容となるよう、機会を捉えて国へ要望してまいります。また、現場から要望が出されているカントリーエレベーター等の老朽化対策については、国の今年度補正予算において、施設の再編集約や合理化機能向上を支援する事業が創設されております。県といたしましては、こうした国の事業を活用し、県内のカントリーエレベーターを運営するJA等の要望に応じた老朽化施設の改修や機能強化等を支援してまいります。

次に、収入保険の新規加入者に対する支援策についての御質問にお答えします。

農業経営収入保険は、自然災害や価格低下等による収入減少を補償する制度であり、農業経営のセーフティーネットとして重要な役割を果たしていると認識しております。我が県における収入保険の加入状況は、昨年十二月末現在三千七百九経営体で、加入要件である青色申告者に対する割合は四六・七％となっており、県も、宮城県農業共済組合と連携して、県内農業者への制度周知や加入促進活動に取り組んできたところです。議員御指摘の新規加入者に対する支援策については、収入保険の保険料の五〇％、積立金の七五％を国が負担しており、加入者を厚く優遇した制度となっていることや、国公表の昨年一月時点での我が県の加入率が全国第三位と高い水準にあること、各年度の加

入目標を達成していることなどから、現在は保険料に対する支援は行っていないところ
であります。県といたしましては、今後も、農業者を対象とした研修会や農業普及セン
ターが行う農家指導の機会を通じて、更なる制度の周知や農業共済組合が行う説明会へ
の参加を促すなど、農業共済組合と連携し、農業者に寄り添いながら、農業経営の継続
に必要な備えに対する意識の醸成に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱三点目、地域建設産業の持続的な維持発展についての
御質問のうち、第三期みやぎ建設産業振興プランの成果と課題についてのお尋ねにお答
えいたします。

今年度終期を迎える第三期みやぎ建設産業振興プランでは、四つの基本目標を掲げ、
官民が連携して様々な取組を推進してきたところです。具体的には、担い手の確保・育
成に向けて、建設業団体との連携による若手技術者と高校生との交流会の開催や、週休
二日工事の実施拡大等による働き方改革、生産性の向上に向けては、ICT活用工事の
実施拡大や工事発注時期の分散化による施工時期の平準化、経営の安定・強化に向けて
は、経営者向けのセミナーの開催や入札契約制度の改善、地域力の強化に向けては、災
害対応力強化支援事業など、BCPを策定する企業への支援などの取組を推進してきた
ところです。この結果、高卒者の建設業への入職割合や施工時期の平準化については目
標値を達成し、取組の成果があらわれております。しかしながら、人口減少等に伴う深
刻化する担い手不足への対応や、公共投資の減少等の影響により、目標指標である売上
高経常利益率が悪化し、経営状況が厳しい小規模事業者を含めた企業の経営の安定化が
喫緊の課題となっていることから、今後も官民が緊密に連携した更なる取組が必要であ
ると強く認識しております。

次に、第四期みやぎ建設産業振興プランについての御質問にお答えいたします。

地域の守り手として重要な役割を担っている県内建設産業が、持続的に維持・発展
できるよう支援していくことは、大変重要であると認識していることから、現在、県で
は、有識者や関係団体等で構成する懇談会を設置し、昨今の社会情勢の変化や現プラン

の成果、課題等を踏まえ、来年度から始まる第四期みやぎ建設産業振興プランの策定を進めております。具体的には、これまでの取組に加え、喫緊の課題である担い手の確保・育成に向け、高卒者や女性の入職促進とともに、中途採用や外国人労働者の活用など、多様な人材の確保に取り組むこととしております。また、経営の安定強化に向けては、セミナーの開催等を通じて、経営状況が厳しい小規模事業者をはじめとする企業の経営改善を図るほか、多くの企業が受注機会を確保できるよう、地域ブロック限定型の拡大等入札契約制度の改善などに重点的に取り組むこととしております。県といたしましては、懇談会の議論を踏まえ、より実効性の高いプランとして取りまとめ、引き続き官民が緊密に連携し、県内建設産業の持続的な維持・発展に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、落札額の現状と、低入札への取組についての御質問にお答えいたします。

公共工事における低入札対策については、品質や適正な労務賃金の確保、下請企業へのしわ寄せ防止などの観点から、重点的に取り組むことが必要であると認識しております。このため県では、低入札調査の目安となる調査基準価格を設定し、これまで国の改定とあわせて随時見直しを行ってきたところであり、これを下回る入札に対しては、工事費や諸経費の妥当性を評価する失格判断基準により審査を行った上で、低入札調査を実施し適正な工事履行の可否について確認してきたところです。こうした取組の結果、建設工事の平均落札率は、昨年十二月末現在で約九三％と東日本大震災前の平成二十二年度の約八六％よりも大きく向上しております。また県では、昨年四月から、下請企業を含む労務者に対して社会保険料の原資となる法定福利費が適切に支払われるよう確認することとしたほか、昨年の九月に改定された第三次・担い手三法の趣旨を踏まえ、震災復興時の特例として中断していた下請負金額の妥当性について確認する調査を、来年度から落札候補者に対して再開することとしております。県といたしましては、入札状況や国の動向を注視しながら、引き続き低入札対策にしっかりと取り組んでまいります。次に、総合評価落札方式における施工計画や技術提案の評価手法についての御質問にお答えいたします。

公共工事の実施に当たっては、工事内容や現場条件等を十分理解し、工事の品質確保に努める必要があることから、県では、総合評価落札方式における価格以外の評価項

目の中で、応札者から施工の手順や施工上の課題等に対する技術提案を受け、その内容を五つの視点で評価する施工計画等を重要な評価項目として位置づけ、運用してまいりました。しかしながら御指摘のとおり、現行の技術提案においては「評価の視点が多く、作成にかかる負担が大きい」、「評価基準を分かりやすくしてほしい」などの御意見を業界団体から頂いているところです。このため県では、応札者の負担軽減に向け、来年度から評価視点ごとの技術提案を簡潔に分かりやすく記載できるよう、文字数制限を実施するほか、評価の視点を五つから二つに絞り、課題を明確にすることで企業の技術提案をより適正に評価する手法を一部の工事において試行する予定です。県といたしましては、県内企業の技術力や工事目的物の品質が更に向上できるよう、引き続き業界団体と意見交換しながら、総合評価落札方式を含む入札契約制度の改善運用に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 選挙管理委員会委員長櫻井正人君。

〔選挙管理委員会委員長 櫻井正人君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（櫻井正人君） 大綱四点目、今年の参議院議員選挙、宮城県知事選挙の投票率向上等についての御質問のうち、選挙時以外における投票率向上に向けた対策についてのお尋ねにお答えいたします。

投票率は、社会情勢や政治的課題、有権者の意識、当日の天候など、様々な要因に左右されるものでありますが、我が県における各種選挙のいずれにおいても、長期的な低下傾向により、特に若年層の低下が著しく、憂慮すべき事態であると考えております。また、今年度実施されたみやぎの青少年意見募集事業によると、投票に行かない理由として、政治や選挙についてよく分からない、興味関心がない等の回答が多く、若年層の選挙や政治への興味関心のなさが浮き彫りになっており、改めて若年層の主権者意識醸成の必要性を強く認識したところであります。県選挙管理委員会では、これまでも選出前講座等に取り組んできたほか、今年度から県内の多くの大学が加盟する学都仙台コンソーシアムと連携し、公開事業や社会課題を考えるワークショップ等を通じ、大学生の政治や選挙への興味関心を高める取組を行っております。今後こうした取組を発展させるなど、関係機関と連携しながら、若者をはじめとする有権者の政治意識の涵養に

取り組んでまいります。

次に、今年の選挙の投票率向上に向けた具体的な展開についての御質問にお答えいたします。

最近の選挙においては、情報の受発信の手段としてSNS等が盛んに活用されており、適切な方法で運用した場合、投票率向上に資する効果的なツールになるものと考えております。御提案のありました今年の選挙におけるデジタル身分証アプリの活用については、昨年の衆議院議員総選挙において、アプリの機能を活用し、県民に対し、期日前投票開始日や投票日の前日及び当日にそれぞれプッシュ型で選挙に関するメッセージの配信を行っており、今年の選挙においては、選挙公報も含めより分かりやすいメッセージの配信を工夫してまいりたいと考えております。また、SNS等の活用については、県選挙管理委員会として新たにSNSのアカウントを開設し、日頃から情報発信に努めるほか、選挙時啓発においては、プロポーザル方式により民間事業者の創意に基づく提案も募りながら、SNS等を通じてより多くの有権者にアプローチできる広報を図ることにより、投票率の向上につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高橋伸二君） 五十一番村上智行君。

○五十一番（村上智行君） 最初のお米についてお尋ねします。知事、ちなみに宮城県の田んぼ一枚から、平均でどれくらい収量が上がるか分かっていますか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） すいません。よく分かりません。

○議長（高橋伸二君） 五十一番村上智行君。

○五十一番（村上智行君） その年によって若干違うのですが、大体五百十キロ前後が平年収穫量なのですが・・・。

「〔残時間表示〕と呼ぶ者あり。〕」

○議長（高橋伸二君） 暫時休憩します。

「〔残時間表示誤りを修正。〕」

○議長（高橋伸二君） 再開します。五十一番村上智行君。

○五十一番（村上智行君） そして今年の作況指数が、宮城県百七なので五百五十キロ

なんです。にもかかわらず、お米が足りないっていうのは、作況指数が実態と合っていないのではないかと、お米が生産者のほうからすごく言われたのです。今回の質問に当たって、いろんな大小違いはありますけれど、生産者のほうから話を聞きましたけど、そんなに九俵半とか十俵なんか取れてないっていうのです。それにもかかわらずこれらの収量が上がっているのは、その辺の数字的にはどうなのですか。県としては、どう捉えていますか。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

○農政部長（橋本和博君） 今年の作況指数百七に対して、やはり県内の農業者の方から二つ意見が出ていて、どちらかというと県北のほうは、百七まではないけれども取れたというお声と、県南のほうは、いやとてもとも百七は難しいというふうな声が現場サイドからは聞こえてきますので、ただこれは、国のほうで県内の農家さんを抽出したもので、きちんと統計評価しておりますので、出された数字についてはそういったものだと思っております。

○議長（高橋伸二君） 五十一番村上智行君。

○五十一番（村上智行君） 全国でもそうなのですけれど、これだけ米が取れているにもかかわらず米が足りなくなるっていうのは、農水省だとかいろいろ、つぼ刈りをして収量を想定しているのですけど、その辺りが、実態と合っていないかと思うのですが、そこは調べるべきだと思います。農水省のほうにも言って、東北農政局にも言って、そこはしっかりしていかないと、これだけ豊作にもかかわらず何で米が足りなくなつて、米の値段が上がるのだっていうふうにみんな思っているはずなのです。そこは幾らインバウンドが増えたからといってみんなおにぎりやぶがぶが食べていると思えないので、市内を歩いている人たちも別におにぎり食いながら歩いている人もいませんので、だからそういう意味では、実態と合っていないところはいくらもありません。だからそう思いますし、あとは、なぜ国に関係する質問したのかというと、やはり県のこれからの立場としてすごく重要なのです。農家サイド、生産者サイドのことも実態も分かる、そして国の農政も分かる。やはりそういった中で、いかに今必要なものが何なのかということを、私は生産者を代表して、そして消費者をしっかり見ながら、県が国のほうに物申していくということが必要だと思うのですが、知事どうでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

○農政部長（橋本和博君） ただいま御指摘ありましたとおり、先ほども答弁で答えしましたとおり、本県は生産県でございます。しかも需要に応じた米づくりというのが、ここ十年来続いておりますので、やはり本県に需要を頂いている量はしっかり届ける必要がありますので、県は、宮城県農業再生協議会と共に担っている次年度の生産量を需要に応じて、しっかりと設定していくことで対応することが、まず必要かと考えております。

○議長（高橋伸二君） 五十一番村上智行君。

○五十一番（村上智行君） その需要に見合った生産量よりも、去年も今年も多いんですよ。令和五年も六年も多く収穫しているのです。でも、こういうふうな状況が生じている。宮城というのは、全国のお米でいうと約5%をカバーしているものですから、大きいのです、影響力は。そういった意味では、今後、米政策が大きく変動する、変化する状況も想定できますので、知事とか、そこは国に対して、しっかり物申していかなないと駄目だと思いますので、どうでしょうか、今回の米高騰。そして、こういう農業政策を見てきて、どんな思いを持っているか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） まず何といいましてもお米は主食でございまして、足りないということになる大変なことになる。しかし、つくり過ぎてしまつて、価格が下がつてしまうと今度、後継者がいなくなってしまうという問題がございます。やはり適正な――部長が答弁したように、需要に見合った形をちゃんと供給できるような体制をとつていくというのが非常に重要で、また気候変動等によって凶作になる可能性もありますから、そういったリスクも常に考えながら、対応してまいりたいと思っております。

○議長（高橋伸二君） 五十一番村上智行君。

○五十一番（村上智行君） 食料安全保障、今回の食料・農業・農村基本法の中には記されております。そこをしっかりと踏まえながら、県のほうの農政も取り組んで頂きたいと思います。あとは建設関係に関しては、本当に地元のほうというか、県南のほうの受注率っていうのは、震災前は八割ぐらいあったのですが、それがもう五割を切っているという受注率で、本当に経営的にも厳しい状況であるので、こういうふうに変更して

いただけると大変ありがたいと思いますし、これから守り手をいかにして守っていくのかっていうのも我々の役割だと思いますので、そこはこれからもしっかり温かく見守っていただきたいと思います。あとは、アプリを使った選挙広報ぜひお願いします。そうすれば期日前投票、知事選、今年は総選挙と一緒にじゃないかもしれません。投票率、稼げないかもしれませんが、そういったことで活用してください。どうですか、知事、その辺。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 当然やらなければならないと思っております。原発の三十キロ圏内のPAZ・UPZは一回やっておりますで、ということで調べましたら、東松島市や南三陸町は、もう五〇%を超えました。石巻市でも、ほぼ五〇%、四十九・何%でした。仙台市が二五%ぐらいなのです。ですから、二五%超えています、仙台市も。ですから、そういった意味ではダイレクトに十八歳以上の方に直接送れますので、ぜひポケットサインを使って期日前投票や投票所に行ってくださいように、いろいろアタックしてまいりたいと思っております。